

業務報酬基準について

- ✓ 業務報酬基準は、建築士法第25条に基づき、建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施を推進するため、国土交通大臣が、中央建築士審査会の同意を得て、告示で制定するもの。
- ✓ 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、業務報酬基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならない（建築士法第22条の3の4）。

建築士法第25条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、**建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準**を定めることができる。

一般的な報酬基準

平成31年国土交通省告示第98号（平成31年1月21日公布・施行）
 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

経緯

- 昭和54年に、業務報酬基準(S54建設省告示第1206号)を初めて制定。
- 平成21年に、告示第1206号を、業務報酬基準(H21国土交通省告示第15号)として改正。
- 平成31年に、告示第15号を新たな業務報酬基準(H31国土交通省告示第98号)として改正。

耐震診断・耐震改修に特化した報酬基準

平成27年国土交通省告示第670号（平成27年5月25日公布・施行）
 建築士事務所の開設者が耐震診断及び耐震改修に係る業務に関して請求することのできる報酬の基準

業務報酬基準による報酬の算定方法概要(平成31年国土交通省告示第98号)

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準として、**業務報酬の算定方法**等を定めている。業務報酬の算定方法として、2つの方法を示している。

- ① **実費加算方法**：業務に要する費用（直接人件費、直接経費、間接経費、特別経費、技術料等経費、消費税相当額）を個別に積み上げて算出する方法
- ② **略算方法**：実態調査を基に策定した略算表（建物の用途別・規模別に標準業務量を定めるもの）等をもとに、直接人件費、直接経費、間接経費を簡易に算出する方法

業務報酬基準(平成31年告示98号)の制定経緯と主な見直し事項

新業務報酬基準・検討の経緯

H29.3	中央建築士審査会において、改正の検討開始
H29.7	有識者、設計団体に構成する検討委員会の設置
H29.8～10	課題を把握するための設計事務所へのヒアリング、各設計団体からの意見聴取
H29.12	中央建築士審査会において、改正方針の検討
H30.2～4	業務内容や業務量を把握するためのアンケート調査の実施
H30.8	中央建築士審査会において、改正案の検討
H30.10～11	パブリックコメントの実施
H30.12	中央建築士審査会において、改正案の同意
H31.1	平成31年国土交通省告示第98号として公布・即日施行（補足・解説する「技術的助言（通知）」及び「ガイドライン」も公表）

新業務報酬基準における主な見直し事項

項目	課題	見直し事項
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準業務と標準外業務の区分が曖昧である。 ○ 標準外業務が増大、適切な業務報酬が得られていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準外業務を整理。ガイドラインにおいて、詳細なリストを提示。
業務量の比率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本設計と実施設計を一体的に行うことを前提とした現行の略算方法では、基本設計と実施設計を別の主体が行う場合の各主体の業務量を算定できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 別主体への発注等に対応するため、基本設計、実施設計等の業務量の比率を設定。また、業務方法・形態の違いに伴う業務量の増減は標準外業務と整理（技術的助言）
略算表の業務量・対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ○ 略算表の業務量が実態から乖離 ○ 現行の略算表の対象面積が限定的であり、昨今増加している大規模な建築物等に活用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態調査を踏まえ、略算表の業務量を全面更新 ○ 実態調査の分析結果により得られた最大限の床面積の範囲を略算表へ反映
難易度による業務量の違い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「総合」、「構造」、「設備」のそれぞれの分野に関し、難易度に応じて業務量を割り増しできる仕組みの充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「総合」、「構造」、「設備」ごとに、難易度に関する主要な観点と、その「難易度係数」を設定。
建築物の用途の複合化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合用途の建築物に関して、単一用途を前提とした現行の略算方法では、業務量を算定できない。 ○ 用途の複合化に伴う業務量の増加に対応する仕組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合建築物については、略算法に準じた方法により標準業務人・時間数を算定することができる旨を告示に規定。具体的な算定イメージをガイドラインにおいて提示。

業務報酬基準(平成31年告示98号)の構成

- ✓ 個別の経費を積み上げて報酬を算出する実費加算方法を原則としつつ、実費算定が困難な場合の算定方法として、略算方法を設定。
- ✓ 告示にあわせて技術的助言（通知）及びガイドラインを提示し、基準の考え方等を補足。

業務報酬の算定方法 [告示第一]

設計・工事監理等の業務に関する報酬は、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

算定方法1 実費加算方法 各経費等について相当する額を個別に積み上げて算出する方法

業務報酬 = 直接人件費 + 直接経費 + 間接経費 + 特別経費 + 技術料等経費 + 消費税相当額

└────────── 告示第二：業務経費 ───────────┐ └ 告示第三 ─┐

業務報酬の算定方法 [告示第四]

(各経費の算出が困難な場合) 直接人件費又は直接経費・間接経費の合計額の算定については略算方法によることができる。

算定方法2 略算方法

- 直接人件費：標準業務内容（別添1）に応じた業務人・時間数に人件費を乗じて算出
- 直接経費及び間接経費の合計額：直接人件費の額の**1.1倍** *実態調査結果を踏まえ見直し*

業務報酬 = 直接人件費 × 2.1 + 特別経費 + 技術料等経費 + 消費税相当額

直接人件費 = (標準業務量 + 追加的な業務量) × 人件費

*実態調査結果を踏まえ業務量を刷新
対象床面積を拡大*

標準業務 [別添1] 一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいてその債務を履行するために行う業務を規定

建築物の類型別の用途等一覧 [別添2] 標準業務量を決めるための建築物の類型（用途別に15種類）を規定

略算表 [別添3] ✓ 建築物の類型別に、標準業務を行った場合の建築物の規模に応じた業務量（標準業務量）を設定

✓ 業務の難易度に応じ乗ずる係数を設定（総合：2種、構造：6種、設備3種） *難易度要素を充実*

✓ 基本設計及び実施設計の業務比率を設定 [技術的助言] *多様な発注方式に対応するため設定*

✓ 複合建築物の場合の略算方法の準用を規定（具体的な算定方法例はガイドラインに規定） *用途の複合化に対応*

標準業務に付随する追加的な業務 [別添4] 標準業務内容に含まれない追加的な業務例を規定（詳細な業務内容についてガイドラインに例示） *適切な報酬となるよう対象とする業務内容を明確化*